

建設業法上の留意点

～ 法令遵守のポイント ～

【目次】

1. 建設業許可制度	1 ページ
2. 技術者制度	2 ページ
3. 請負契約の適正化	4 ページ
4. 元請（特定建設業）の責務	11 ページ
5. 施工体系図の作成・掲示	12 ページ
6. 施工体制台帳の作成	14 ページ
7. 建設業法で定める標識の掲示	20 ページ

1. 建設業許可制度

【国土交通大臣許可】 2以上の都道府県に営業所を設置

【都道府県知事許可】 1都道府県のみで営業所を設置

ポイント 山形県内に本店のある建設業者が、山形県外に営業所を持つ場合、国土交通大臣許可業者でなければ、その県外営業所の名前で請負契約することはできない。

【特定建設業許可】 発注者から直接工事を請け負う元請で、総額4,500万円以上
(建築一式は7,000万円以上) の下請契約に必要

【一般建設業許可】 建設業を営む上で、軽微な建設工事を除き、必要

ポイント 軽微な建設工事

建築一式工事 : 1,500万円未満※の建設工事 又は 150㎡未満の木造住宅工事

建築以外の工事 : 500万円未満※の建設工事

※ 材料を支給する場合には 支給する材料費等を含む。

【許可の主な要件】

○ 経營業務管理責任者の設置

建設業の経營業務について一定期間の経験を有する常勤役員等の配置が必要

ポイント 常勤性が求められるため、他法令で専任を要するものと併任できない場合がある。

○ 営業所専任技術者の設置

営業所ごとに一定の資格・経験を有する技術者等の配置が必要

ポイント 専任配置が必要なため、専任を要する工事現場の主任技術者との兼務はできない。

○ その他

財産的要件を有していることなどが必要

2. 技術者制度

【工事現場に配置する技術者】

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要である。（建設業法第26条）

- 主任技術者 請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置く必要がある。

ポイント

・ 4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の公共性のある施設等には専任配置が必要。

（※他の専任を要する職務との兼務不可

経營業務管理責任者、営業所専任技術者、他工事の専任主任技術者など

・ 500万円未満の工事であっても、許可業者であれば、主任技術者の配置が必要。

- 監理技術者

発注者から直接工事を請け負う元請、かつ、4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置く必要がある。

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園			その他（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゆんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は契約できない	4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,000万円*3以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし	必要	必要なし	

1：建築一式工事の場合7,000万円

- 2：① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、消防施設、水防施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若しくは試験所、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事
③ 石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条第1項）

3：建築一式工事の場合8,000万円

【実務経験者の留意点】

実務経験は、請け負った建設工事の種類と同じ業種の工事の実務経験が必要となる。また、経験を要する年数は、会社従事期間ではなく、工事実務年数である。

2. 技術者制度（続き）

「監理技術者制度運用マニュアル」の改正概要 (R6.4施行*)

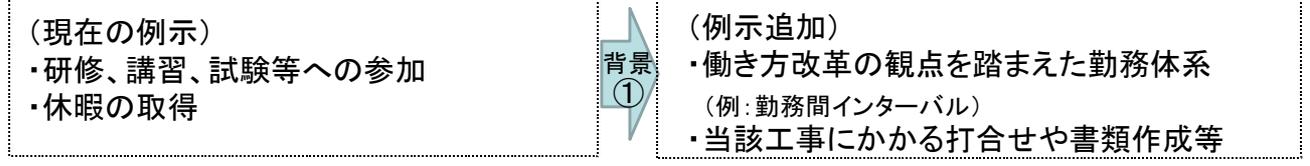
- 背景**
- ①働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが重要
 - ②カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
 - ③バックオフィスによる支援が効果的な事例の増加
- ⇒技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、以下の内容のマニュアル改定を実施

(1) 専任の取り扱いの明確化

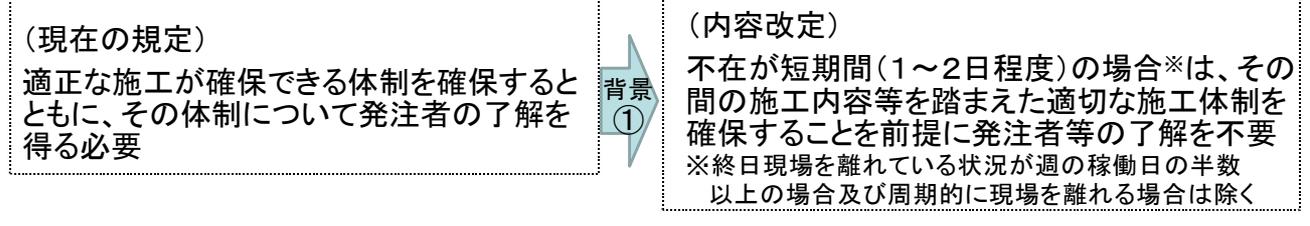
●専任工事※にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等

※現場における職務実施が基本だが、必ずしも常駐を必要とするものではない

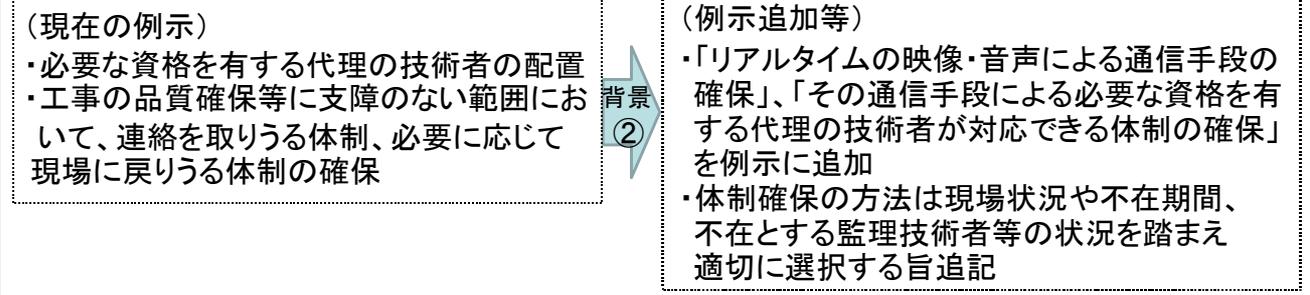
【不在にする合理的な理由の例示追加】



【不在にする際の対応の見直し】

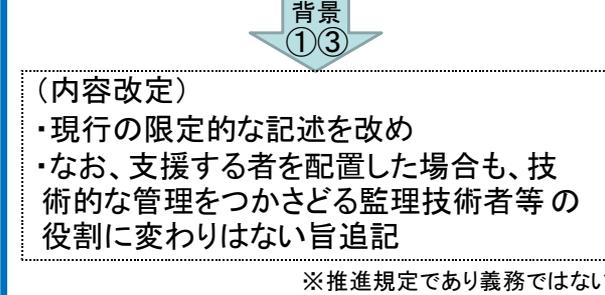
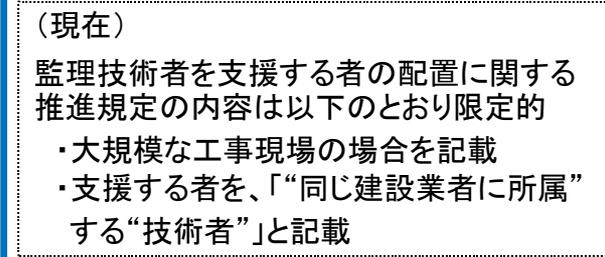


【不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示追加等】



(2) 監理技術者等を支援する者の配置の推進

- 監理技術者等の役割を適切に果たすために、支援する者の配置は重要
- バックオフィス支援を念頭に、「大規模な工事現場以外」、「技術者以外」にも推進規定※を拡充



※推進規定であり義務ではない

※監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について(国土建第290号、令和6年3月26日)
主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)(国土建第309号 平成30年12月3日)は廃止

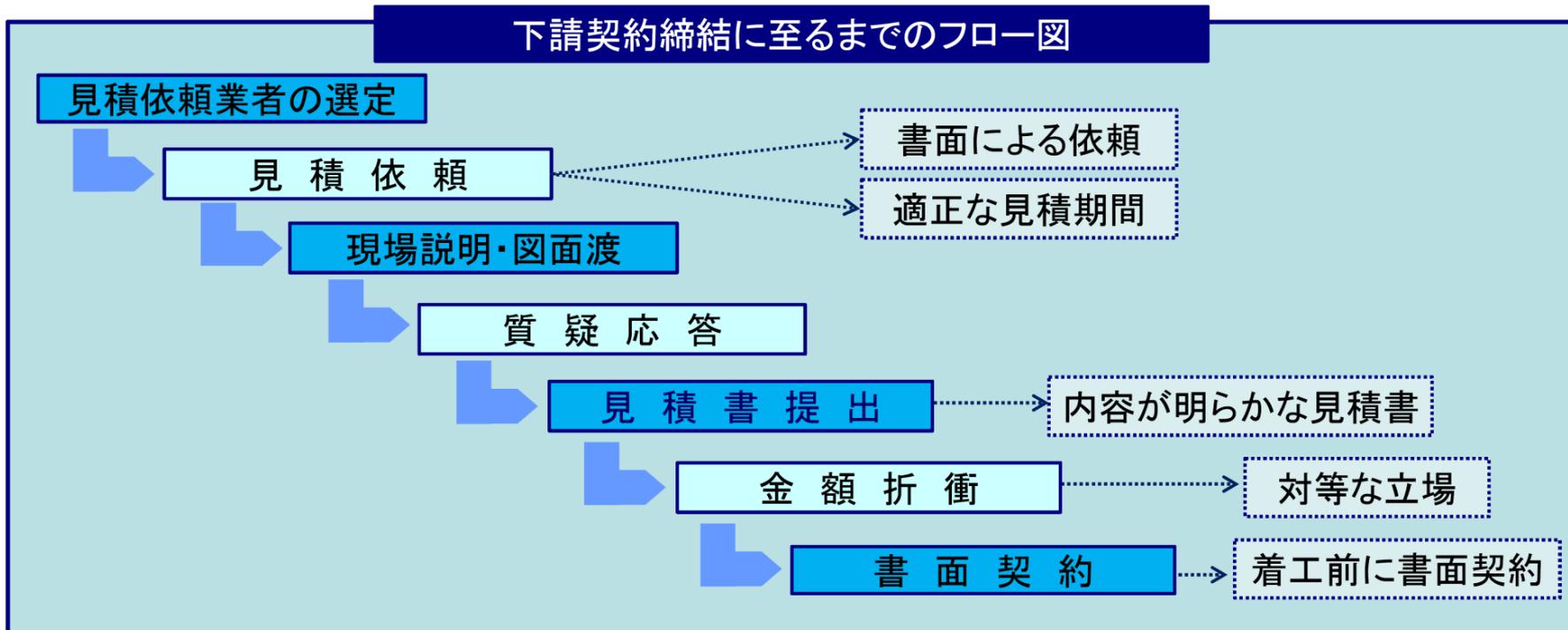
3. 請負契約の適正化

(1) 請負工事の適正化（見積）

- 適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。（建設業法第18条）
- 工事見積条件を明確にするため、見積依頼は定められた事項が記載された書面で行うことが必要です。（建設業法第20条第4項）
- 建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。（建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条）

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5,000万円未満の工事	中 10 日以上
③5,000万円以上の工事	中 15 日以上

※ 予定価格が②③の工事では、やむを得ない事情があるときは、見積期間をそれぞれ5日以内に限り短縮することができる。



3. 請負契約の適正化（続き）

（2）請負工事の適正化（契約書）

- 請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことを目的としています。
- 契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着手前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条）

建設業法では、次の15項目を必ず記載することとされています。

- | | |
|--|--|
| ① 工事内容 | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ② 請負代金の額 | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 | ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | |

※さらに、建設リサイクル法対象工事の場合は、次の4項目を加えて記載しなければなりません

- | | | | |
|------------|--------------|------------------------|---------------|
| ① 分別解体等の方法 | ② 解体工事に要する費用 | ③ 再資源化等するための施設の名称及び所在地 | ④ 再資源化等に要する費用 |
|------------|--------------|------------------------|---------------|

○ 公共工事・民間工事とも契約内容を次のいずれかの書面で作成

- ① 契約書
- ② 基本契約書＋注文書＋請書
- ③ 注文書（約款を添付又は印刷）＋請書（約款を添付又は印刷）

3. 請負契約の適正化（続き）

(3) 下請代金の適正な支払い

- 下請代金が適正に支払われなければ下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。
- 建設業法や建設産業における生産システム合理化指針等では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、下請代金の支払に関する規定を設けています。

下請代金の支払等に関する8つのルール

ルール1（現金払）

下請代金の支払は、できる限り現金払いとしなければなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

ルール2（前払金）

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

ルール3（有償支給の資材代金の回収時期）

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「9. 早期決済について」

ルール4（検査及び引渡し）

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

※建設業法第24条の4

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「1. 検査期間について」「2. 工事目的物の引取りについて」

3. 請負契約の適正化（続き）

ルール5（下請代金の支払期日）

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内に支払わなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設業法令遵守ガイドライン「10-1. 支払留保」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「3. 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について」

ルール6（特定建設業者に係る下請代金の支払期日の特例）

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

※建設業法第24条の6

※建設業法令遵守ガイドライン「10-1. 支払留保」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「4. 特定建設業者の下請代金の支払について」

ルール7（割引困難な手形による支払の禁止）

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはいけません。

※建設業法第24条の6第3項

※建設業法令遵守ガイドライン「11. 長期手形」

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「5. 交付手形の制限について」

ルール8（赤伝処理）

赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明示しなければなりません。

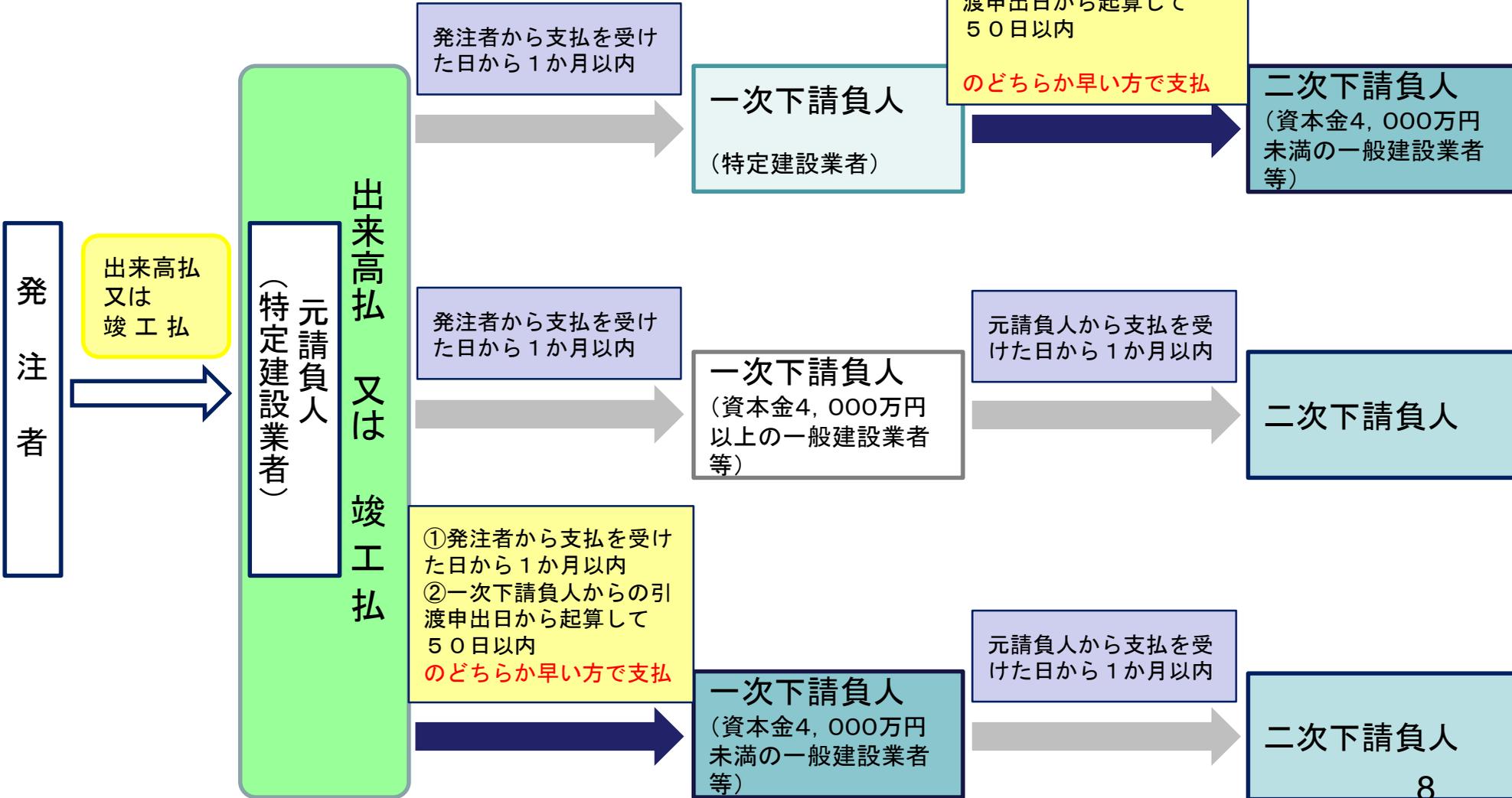
※建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項

※建設業法令遵守ガイドライン「9. 赤伝処理」

3. 請負契約の適正化（続き）

下請代金の支払期日（建設業法第24条の3第1項、第24条の6第1項）

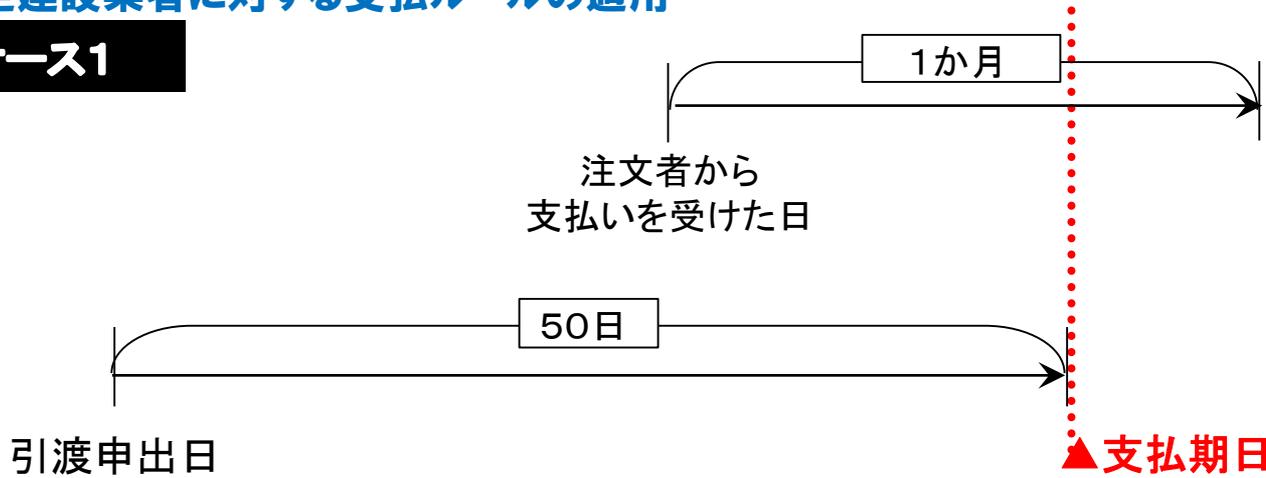
元請負人が特定建設業者の場合、元請負人としての義務【ルール5】と特定建設業者の義務【ルール6】の両方を負うことになり、その場合はいずれか早い期日までに支払うことが必要となります。



3. 請負契約の適正化（続き）

特定建設業者に対する支払ルールの適用

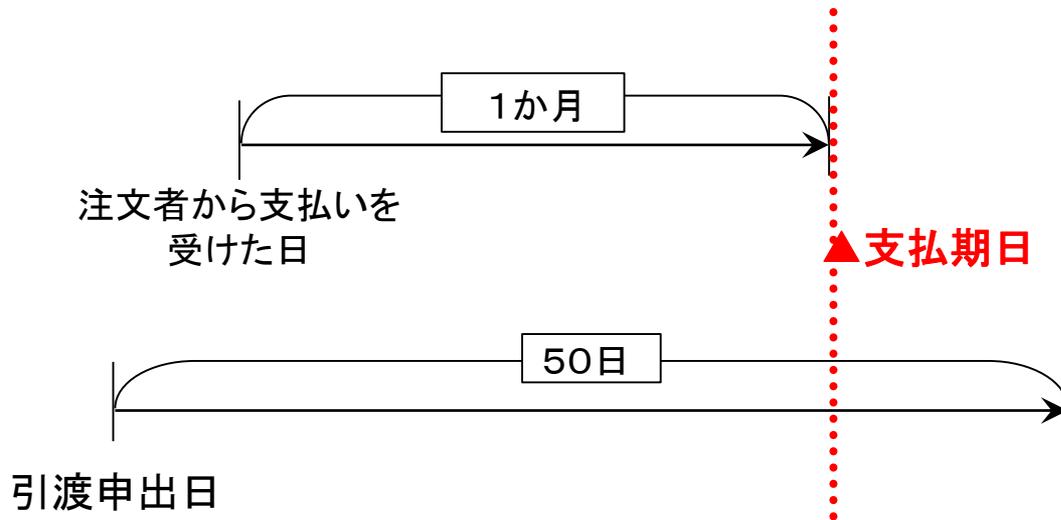
ケース1



いずれか早い方が支払期日となる

（この場合は、引渡申出日から起算して50日以内）

ケース2



いずれか早い方が支払期日となる

（この場合は、注文者から支払を受けた日から1か月以内）

下請代金の支払期日については、下請負人からの請求書提出日は基準とならないことに留意（建設業法第24条の3第1項、第24条の6第1項共通）

3. 請負契約の適正化（続き）

（4）工事の一括下請負（丸投げ）禁止

一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないもの

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。（入札契約適正化法）
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

※平成18年の法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事＝共同住宅）についても一括下請が全面禁止されています。

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●自社の技術者が下請工事の

①施工計画の作成

②工程管理

③出来高・品質管理

④完成検査

⑤安全管理

⑥下請業者への指導・監督

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて、

⑦発注者との協議

⑧住民への説明

⑨官公庁等への届出等

⑩近隣工事との調整

等について、**主体的な役割**を果たしていることが必要です。

4. 元請（特定建設業）の責務

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならない。

(建設業法第24条の7)

なお、下請業者は、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象となる。

責務

- ①現場での法令遵守指導の実施
- ②下請業者の法令違反については、是正指導
- ③下請業者が是正しないときは、許可行政庁へ通報

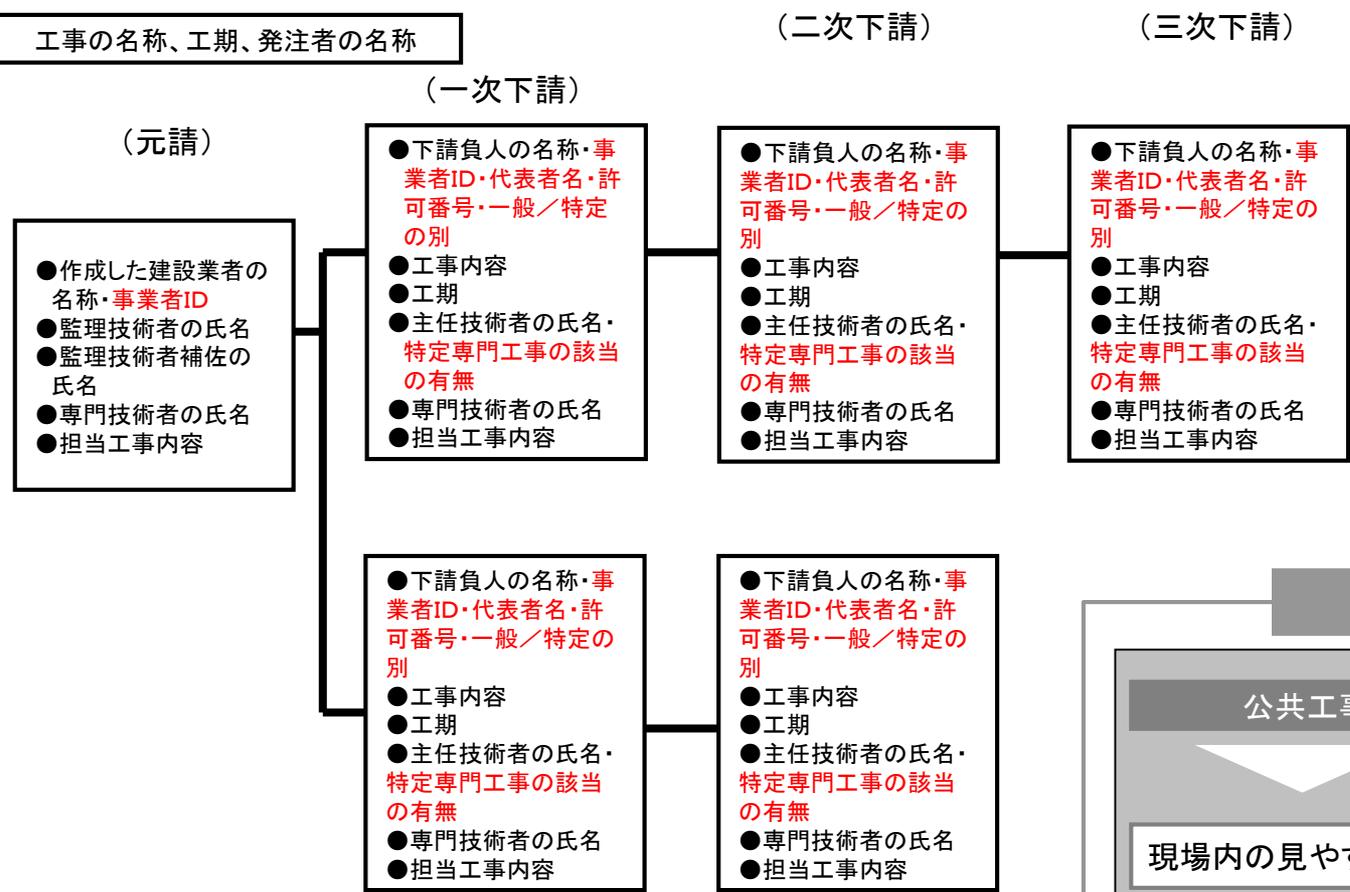
指導すべき法令の規定

法律名	内 容	法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1) 建設業の許可(第3条) (2) 請負契約の書面締結(第19条) (3) 一括下請負の禁止(第22条) (4) 下請代金の支払 (第24条の3、第24条の6) (5) 検査及び確認(第24条の4) (6) 主任技術者及び監理技術者の配置等 (第26条、第26条の2)	労働基準法	(1) 強制労働等の禁止(第5条) (2) 中間搾取の排除(第6条) (3) 賃金の支払方法(第24条) (4) 労働者の最低年齢(第56条) (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止 (第63条、第64条の2) (6) 安全衛生措置命令 (第96条の2第2項、第96条の3第1項)
		職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止(第44条) (2) 暴行等による職業紹介の禁止 (第63条第1号、第65条第8号)
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等 (第9条第1項・第10項) (2) 危害防止の技術基準等(第90条)	労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止(第98条第1項)
		労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止(第4条)
宅地造成及び特定盛土規制法	(1) 設計者の資格等(第13条) (2) 宅地造成工事の防災措置等 (第20条第2項・第3項・第4項)		

5. 施工体系図の作成・揭示

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図である。施工体系図を見ることで、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができる。

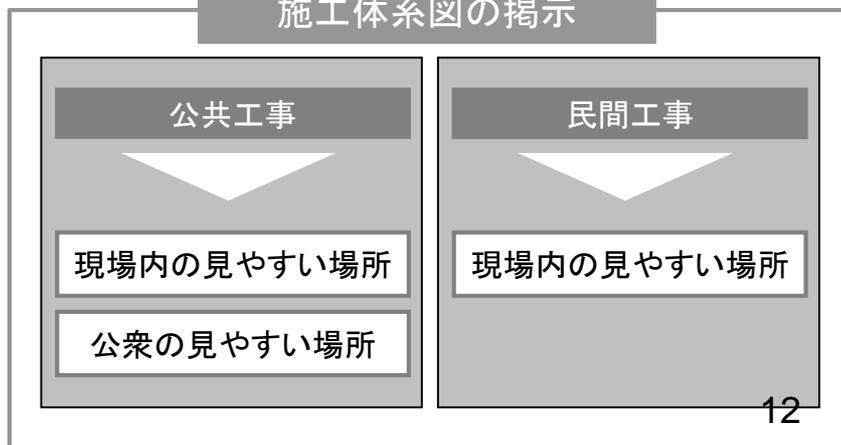
施工体系図のイメージ



ポイント

- ①施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければならない。
- ②工事の進行によって、表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更をしなければならない。

施工体系図の揭示



※令和3年4月1日から様式変更(赤字:追加項目)

5. 施工体系図の作成・掲示（続き）

別紙様式3

施工体系図	
発注者名	
工事名称	

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

様式(令和3年4月1日から)

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日～年月日

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

6. 施工体制台帳の作成

施工体制台帳には、許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況（平成24年11月1日施行）、外国人就業状況（平成27年4月1日施行）などを記載する必要があります。（建設業法施行規則第14条の2）

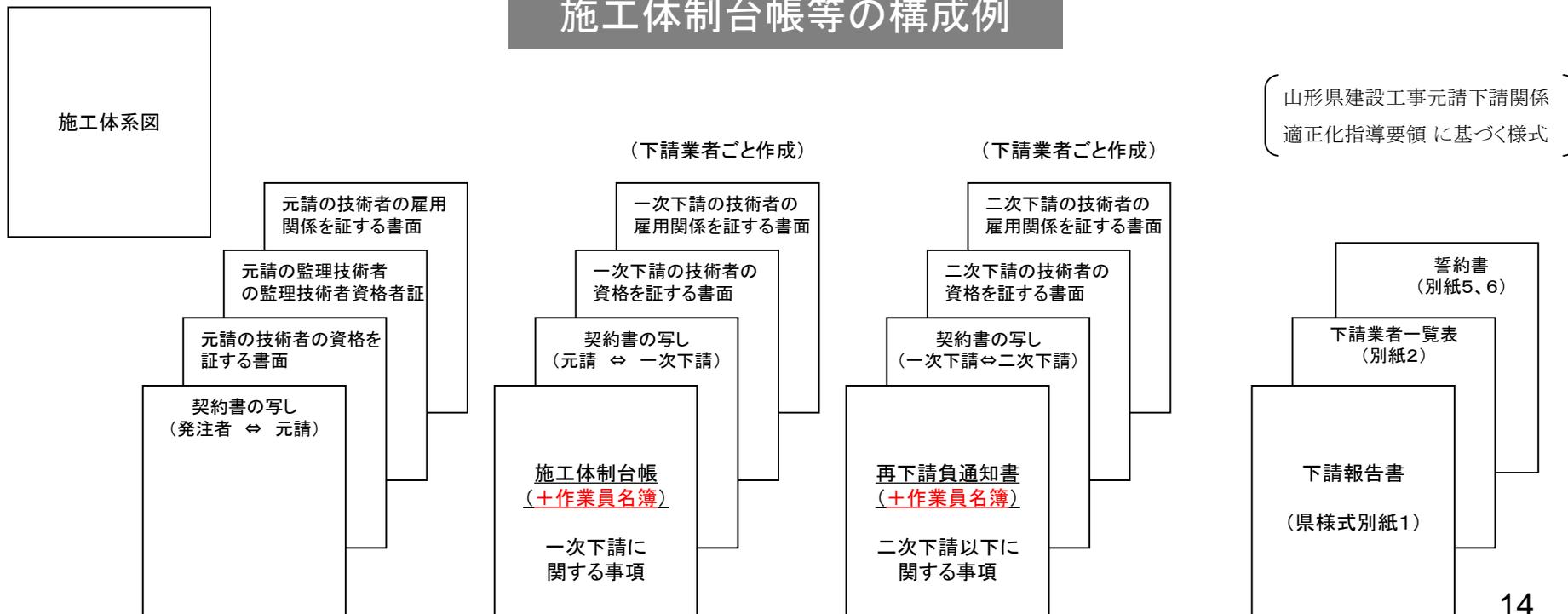
【施工体制台帳の記載内容等】

- 工事内容、建設業許可、請負契約関係
- 配置技術者の氏名と資格
- 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況
- 技能実習生等の従事有無
- **施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成**

【全ての工事で作成が必要です】

公共工事については、金額にかかわらず、下請契約を締結する全ての元請業者が施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となりました。（平成27年4月1日施行）

施工体制台帳等の構成例



施 工 体 制 台 帳

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の可 許	許可業種			特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事				
	工事業	大臣 知事				

事業者ID・現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録している場合に記載が必要となります。
登録されていない場合は記載不要です。

工事名称 及び 工事内容						
発注者 及び 住所						
工 期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日			

契 約 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法
--------------	----------------

監督員名	権限及び意見 申出方法
------	----------------

現 場 代 理 人 名	権限及び意見 申出方法
----------------	----------------

監理技術者名 主任技術者名	資 格 内 容
------------------	---------

監理技術者補佐名	資 格 内 容
----------	---------

専 門 技 術 者 名	専 門
資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	

監理技術者補佐※を配置した場合に氏名及び保有資格を記載してください。

※監理技術者補佐として配置できるのは、令和3年4月1日以降に実施される技術検定において第一次検定に合格した者又は監理技術者となる資格を有する者となります。

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----

令和3年4月1日以降に提出するものから適用されました。

《下請負人に関する事項》

会 社 名 ・ 事 業 者 ID	代 表 者 名
住 所	
工 事 名 称 及 工 事 内 容	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契 約 日 年 月 日

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名
主任技術者名	専 任 非専任	安全衛生推進者名
資格内容		雇用管理責任者名
		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※事業者ID及び現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

令和3年4月1日以降に提出するものから、施工体制台帳の一部として作成することとされました。

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID _____
所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID _____

元請 確認欄	
提出日	年 月 日

(次)会社名
・事業者ID _____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年金保険	中小企業退職金 共済制度		雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者ID			雇用保険						年月日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 …現場代理人
 作 …作業主任者 (注) 2.)
 女 …女性作業員
 未 …18歳未満の作業員
 主 …主任技術者
 職 …職 長
 安 …安全衛生責任者
 能 …能力向上教育
 再 …危険有害業務・再発防止教育
 留 …外国人技能実習生
 就 …外国人建設就労者
 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体制台帳の記入例

施工体制台帳

平成24年11月10日

作成特定建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入

【会社名】 → 国交建設株式会社

【事業所名】 → ○○ビル作業所

作成特定建設業者が受けている許可を全て記入 (業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
通	土、建、電、管、鋼、工事業	大臣 特定 知事 一般 第000000号	平成23年11月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第000000号	平成23年11月11日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事業名とその工事の具体的な内容を記入

工事名及び工事内容 → ○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)

発注者名及び住所 → ◇◇商事株式会社 〒000-0000 埼玉県さいたま市中央区新都心○-○

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日を記入

工期 → 自平成24年11月15日 至平成25年3月31日 契約日 → 平成24年11月7日

発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所を記入

区分	名称	住所
元請契約	本社	□□県□□市□□町000-0
下請契約	○○支店	○○県○○市○○町000

一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所を記入

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
元請契約	本社	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
下請契約	○○支店	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

発注者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名	権限及び意見申出方法
注文 一郎	契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成特定建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名	権限及び意見申出方法
建設 太郎	契約書記載のとおり

作成特定建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

現場代理人名	権限及び意見申出方法
国土 次郎	契約書記載のとおり

作成特定建設業者が置いた監督技術者の氏名を記入

監督技術者名	資格内容
国土 次郎	一級建築施工管理技士

作成特定建設業者が置いた監理技術者の氏名を記入

専門技術者名	資格内容
四国 三郎	監理技術者の資格を具体的に記入 例) 一級建築施工管理技士

作成特定建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者名	資格内容
冷暖房設備工事 給排水設備工事	一級建築施工管理技士

1号特定技能外国人の従事状況(有無)

外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有 無	有 無

専門技術者の資格を具体的に記入(※)
例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・管工事)
実務経験(10年・管工事)等

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された二期を記入

《下請負人に関する事項》

会社名	さいたま土木株式会社	代表者名	関東 四郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町0-0		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自平成24年11月30日 至平成25年3月25日	契約日	平成24年11月9日

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大、と、筋	工事業	大臣 特定 知事 一般 第777777号	平成21年2月10日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
加入	◆◆営業所	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外

請負契約に係る営業所の名称を記入

現場代理人名	関東 四郎	安全衛生責任者名	田中 一郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	山田 二郎
主任技術者名	専任 関東 五郎	雇用管理責任者名	山田 二郎
資格内容	一級建築施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

主任技術者の資格を具体的に記入
例) 一級建築施工管理技士

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

専門技術者の資格を具体的に記入
例) 一級建築施工管理技士

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

1号特定技能外国人の従事状況(有無)

外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有 無	有 無

○施工体制台帳の添付書類

- 作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
- 監理技術者資格証の写し
- 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証すものの写し

○注意事項

- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によるだけでなく構いません。
- は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

令和3年4月1日以降に提出するものから適用されました。

再 下 請 負 通 知 書

直 近 上 位
注 文 者 名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・ 事業者 ID	
-----------------	--

会 社 名 ・
事 業 者 ID _____

代 表 者 名 _____

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・ 事 業 者 ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現 場 代 理 人 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

7. 建設業法で定める標識の掲示

建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けている。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

ポイント

【業種の記載】

- 現場掲示許可票
⇒ 当該工事に係る許可業種のみ
- 施工体制台帳（元請）
⇒ 許可を受けた全ての業種
- 施工体制台帳（下請）
⇒ 当該工事に係る許可業種のみ

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣知事 許可()第 号		
許可年月日			

25cm以上

35cm以上

記載要領

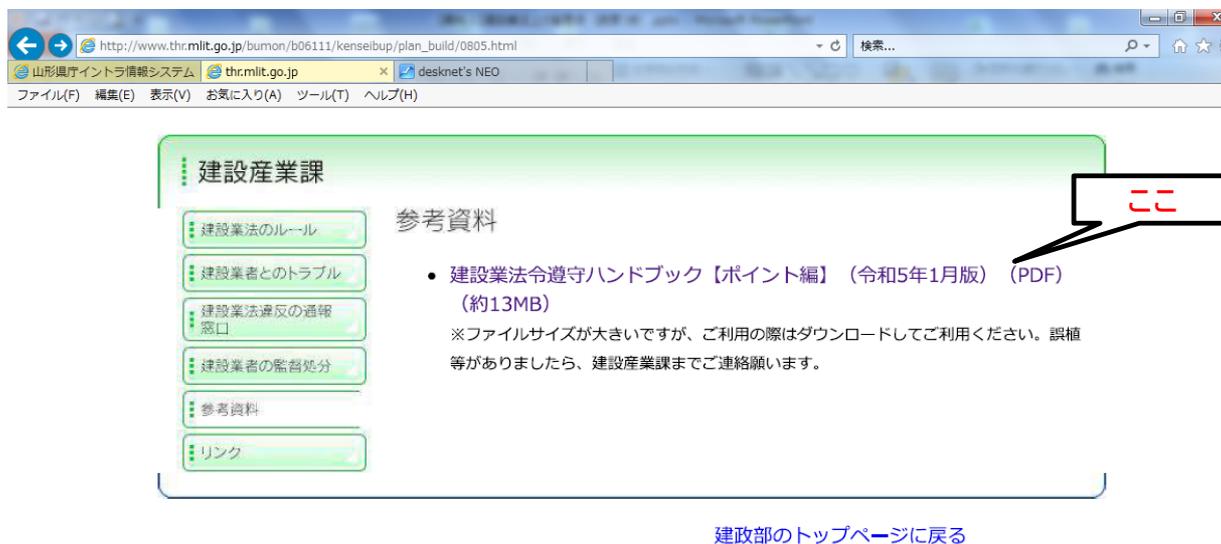
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業法の遵守については、「建設業法令遵守ハンドブック」（国土交通省東北地方整備局作成）もご参照ください。

- ・ HPアドレス： https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/plan_build/0805.html
（又はインターネットで「建設業法令遵守ハンドブック」と検索）



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(概要)

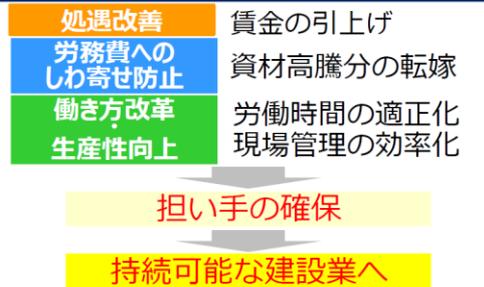
背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業*	417万円/年	2,022時間/年
全産業	494万円/年	1,954時間/年

 (▲15.6%) (+3.5%)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

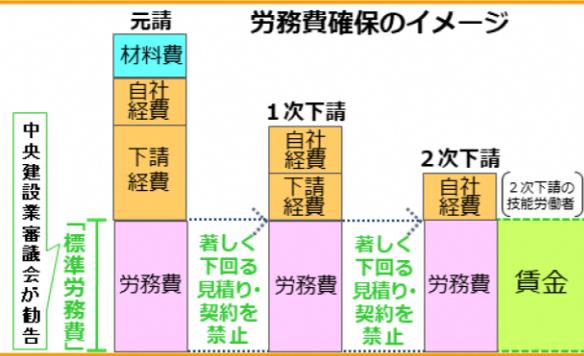
[H9]	685万人 (10.4%)
⇒ [R4]	479万人 (7.1%)
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。



法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 - 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
 - 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
 - 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表** (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

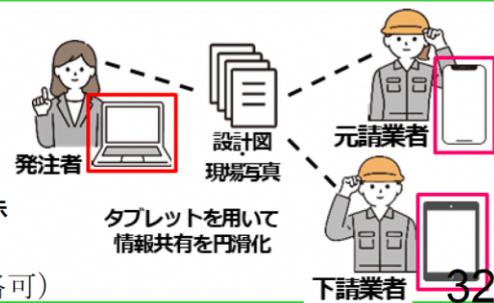
- 契約前のルール**
 - 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象 (リスク) の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 - 資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール**
 - 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務***
 - *公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
 - 工期ダンピング対策**を強化 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**
 - 現場技術者に係る**専任義務**を**合理化** (例. 遠隔通信の活用)
 - 国が**現場管理**の「**指針**」を作成 (例. 元下間でデータ共有)
 - 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** * 多くの下請業者を使う建設業者
 - 公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務**を**合理化** (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのため、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

調査内容の拡充

これまで

- 請負代金
 - ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか
 - ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか
 - ・ 契約変更条項が規定されているか
 - ・ 労務費を現金払しているか など
- 工期
 - ・ 休日等(現場閉所)をどの程度確保しているか
 - ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか
 - ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など

指摘例

- 注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。
- 労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。
- 契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。
- 下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低いため、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。
- 工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。
- 雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。

拡充 (建設業法改正等に対応)

- ★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける
 - 請負代金(労務費関係)
 - ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
 - ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
 - ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など
 - 工期/請負代金
 - ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
 - ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか など
- ※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施

体制の強化 (本省、北海道開発局、地方整備局)

R5年度の体制
72名



R6年度体制
135名
※建設部員からの広域を含む